

保長介第4429号
令和2年2月3日

介護サービス事業所 管理者様

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課長
(公印省略)

令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その3）

日頃から、本市の介護保険事業の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料の負担等については、利用者の申し立てにより、利用料を含めて10割を国民健康保険団体連合会等に請求していただいているところです。

この取扱いにつきまして、「令和元年台風第15号又は第19号等による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その13）」（令和2年1月24日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）のとおり、令和2年3月利用分まで延長されることとなりましたので、お取り計らいいただきますよう、よろしくお願ひします。

また、国からの事務連絡等はさいたま市ホームページに隨時掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

なお、第1号事業の家事支援型訪問サービス、交流型通所サービス、運動型通所サービスにおいて対象者がいる場合には、給付率100%のサービスコードにて請求してください。さいたま市ホームページに、サービスコード表、単位数表マスタを掲載しております。

取扱い期間 令和2年3月末までの介護サービス分

・市ホームページ 国通知等

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/005/p068124.html>

トップページ>事業者向けの情報>届出・手続き>介護保険>給付・認定・その他>令和元年台風19号に関する介護保険利用料等の取扱いについて

・市ホームページ サービスコード等

<http://www.city.saitama.jp/005/001/018/008/p050267.html>

トップページ > 事業所向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 地域支援事業>新しい総合事業

問合せ先

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課
介護保険係 田島、渡邊、田邊

電話 048-829-1264

FAX 048-829-1981

令和元年台風第15号又は第19号等の被災者の皆様へ



令和2年1月24日時点

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

- **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

埼玉県 対象保険者（令和2年2月以降）

[国保・介護保険] (☆) 介護保険のみ
さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町(☆)、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

[上記以外]

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることは 없습니다。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外の保険者**については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- ※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。